

高リスク及び非協力国・地域
FATF 声明
2019 年 10 月 18 日（於：パリ）

（仮訳）

金融活動作業部会（FATF）は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する国際的な基準策定機関である。資金洗浄・テロ資金供与のリスクから国際金融システムを保護し、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守強化を慫慂するため、FATF は重大な欠陥をもつ国・地域を特定し、これらの国・地域と協働して、国際金融システムにリスクをもたらすそうした欠陥に対処していく。

継続的かつ重大な資金洗浄・テロ資金供与リスクから国際金融システムを保護するため、FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、対抗措置の適用を要請する対象とされた国・地域

北朝鮮（DPRK）

北朝鮮（DPRK）

FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の体制における重大な欠陥に対処していないこと、及びそれによってもたらされる国際金融システムの健全性への深刻な脅威について、引き続き憂慮している。FATF は、DPRK が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対して直ちにかつ意義ある対応を講じることを強く求める。さらに、FATF は大量破壊兵器の拡散や拡散金融に関連した DPRK の違法な行為によってもたらされた脅威について深刻に憂慮している。

FATF は、2011 年 2 月 25 日の加盟国への要請を再確認するとともに、全ての国・地域が、DPRK 系企業・金融機関及びそれらの代理人を含めた DPRK との業務関係及び取引に対し、特別な注意を払うよう、自国の金融機関に助言することを強く求める。FATF は、強化された監視に加え、DPRK より生じる資金洗浄・テロ資金供与・大量破壊兵器の拡散金融リスクから金融セクターを保護するために、効果的な対抗措置を適用すること、及び適用される国連安保理決議に基づく、対象を特定した金融制裁を加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。各国・地域は、関連する国連安保理決議が要請するとおり、領域内の DPRK 系銀行の支店、子会社、駐在員事務所を閉鎖、及び DPRK 系銀行とのコルレス関係を終了するための必要な措置をとるべきである。

FATF がその加盟国及びその他の国・地域に対し、勧告 19 に則し、①イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する強化した金融監督の実施、②金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制又は体系的な報告の導入、③イランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを求めることを要請する対象とされた国・地域
イラン

イラン

2016 年 6 月、FATF は、イランによる資金洗浄・テロ資金供与対策の重大な欠陥に対処するための高いレベルの政治的コミットメント、及びイランのアクションプランの履行に向けた技術的支援の要請の決定を歓迎した。

2017 年 11 月、イランは現金申告制度を制定した。2018 年 8 月、イランはテロ資金供与対策法の改正法を制定し、2019 年 1 月、資金洗浄対策法の改正法を制定した。FATF は、これらの法整備に向けた努力が進展していることを認める。パレルモ条約及びテロ資金供与防止条約の批准のための法案が議会を通過したが、まだ施行されていない。いずれの国の場合と同様、FATF は、完全に施行された法律のみを考慮する。FATF は、残りの法律が完全に施行され次第、直ちに、それらの施行された法律に含まれている措置が、イランのアクションプランに対応しているか否かを FATF 基準に沿って判断するための検証を行う。

2018 年 1 月、イランのアクションプランの履行期限が到来した。2019 年 10 月、FATF は、未だ完了していない項目が存在し、イランは、①「他国による占領を終焉させ、植民地主義、及び人種差別主義の根絶を図る」指定団体への適用除外の削除を含む、テロ資金供与の適切な犯罪化、②関連する国連安保理決議に沿ったテロリストの資産の特定及び凍結、③適切かつ強制力のある顧客管理制度の確保、④未遂のテロ資金供与に関連する取引に係る疑わしい取引の届出がイランの法的枠組みの下で求められていることを明らかにすること、⑤当局が無許可の資金移動業者を如何に特定し、制裁を課しているかについて証明すること、⑥パレルモ条約とテロ資金供与防止条約の批准と履行、及び司法共助の提供能力の明確化、⑦電信送金に送金人及び受取人の完全な情報が含まれていることを金融機関が証明することの確保、に完全に対処すべきであることに留意する。

FATF は、2019 年 6 月イランに本拠を置く金融機関の支店・子会社に対する強化

した金融監督の実施を加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めることを決定した。

2019年6月のFATF声明に則し、FATFは今週、金融機関によるイラン関連の取引に係る強化した報告体制又は体系的な報告を導入し、イランに所在する全ての支店・子会社に対して金融グループが強化した外部監査を行うことを求めることを加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求めることを決定した。

FATFは、2020年2月までに、イランがFATF基準に従った内容でパレルモ条約及びテロ資金供与防止条約を締結するための担保法を成立させなければ、勧告19¹に則し、対抗措置の一時停止を完全に解除し、効果的な対抗措置を適用するよう加盟国に要請し、かつ、全ての国・地域に強く求める。

FATFは、イランが最近、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する規則（FATFは未審査）を採択したことを認識するが、アクションプランが未だ完了していないことへの失望を表明する。FATFは、イランが資金洗浄・テロ資金供与対策の必要な改革を完了させ、実施することにより、残りの全ての項目への対処を確保するため、改革の道を迅速に進めることを期待する。

イランは、アクションプランの全てを完了するまで、FATF声明にとどまる。同国がアクションプランにおいて特定されたテロ資金供与対策に関する欠陥に対処するために必要な措置を履行するまで、FATFは同国から生じるテロ資金供与リスク、及びそれが国際金融システムにもたらす脅威について憂慮する。

したがって、FATFは、FATF勧告19に則し、①取引の目的に関する情報の取得、②業務関係の強化された監督の実施、適応される管理の回数やタイミングの増加、精査が必要な取引パターンの選別を含む、イランの自然人・法人との取引に関する強化された顧客管理を適用するよう、自国の金融機関への助言を継続することをFATF加盟国に要請するとともに、全ての国・地域に強く求める。

（以上）

¹各国は、FATFによって求められた場合には、適切な対抗措置を講じることが可能であるべきである。また、各国は、FATFからの要請とは別に、対抗措置を講じることができべきである。かかる対抗措置は、リスクに対して効果的かつ整合的であるべきである。